地方自治法(政務活動費に関する規定)

第100条

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、 当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気 的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であ って、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもって 議長に報告するものとする。
- 16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。